

# 福井県個人情報保護条例施行規則の一部改正

## 1 概要

福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号）の一部改正に伴い、要配慮個人情報の記述等を定めるなど所要の改正を行う。

### 【福井県個人情報保護条例の一部改正の概要】（平成30年4月1日施行）

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正に準じて、個人情報の定義を明確にするなど、所要の改正を実施

#### ①「個人識別符号」関係

- ・情報技術の進展に伴う新しい個人情報に対応するため、指紋データや旅券番号などを「個人識別符号」として定義

#### ②「要配慮個人情報」関係

- ・不当な差別、偏見が生じないようにするため、情報収集の際に特に配慮を要する人種や信条などの情報を「要配慮個人情報」として定義

（※ 具体的な内容を一部規則へ委任）

- ・要配慮個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱事務登録簿」にその旨の記載を義務付け

## 2 改正内容

個人情報取扱事務登録簿の様式（第2条関係、様式第1号）に個人識別符号と要配慮個人情報の内容を追加

## 3 施行日

平成30年4月1日（予定）

（福井県個人情報保護条例の一部を改正する条例と同日に施行）